

# 医療情報取得加算

当院では、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、以下のとおり、「医療情報取得加算」を算定いたします。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| ● 初診時             | 1点 |
| ● 再診時(3ヶ月に1回限り算定) | 1点 |

※マイナ保険証利用の有無に関わらず算定いたします

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

マイナ保険証を利用する場合も、自治体独自の医療費助成等については、これまでどおり資格証等をご提示ください。